

令和5年度

# 神戸市の医療的ケアについて



神戸市教育委員会事務局  
特別支援教育課



## 神戸市立学校園 ・特別支援学校数

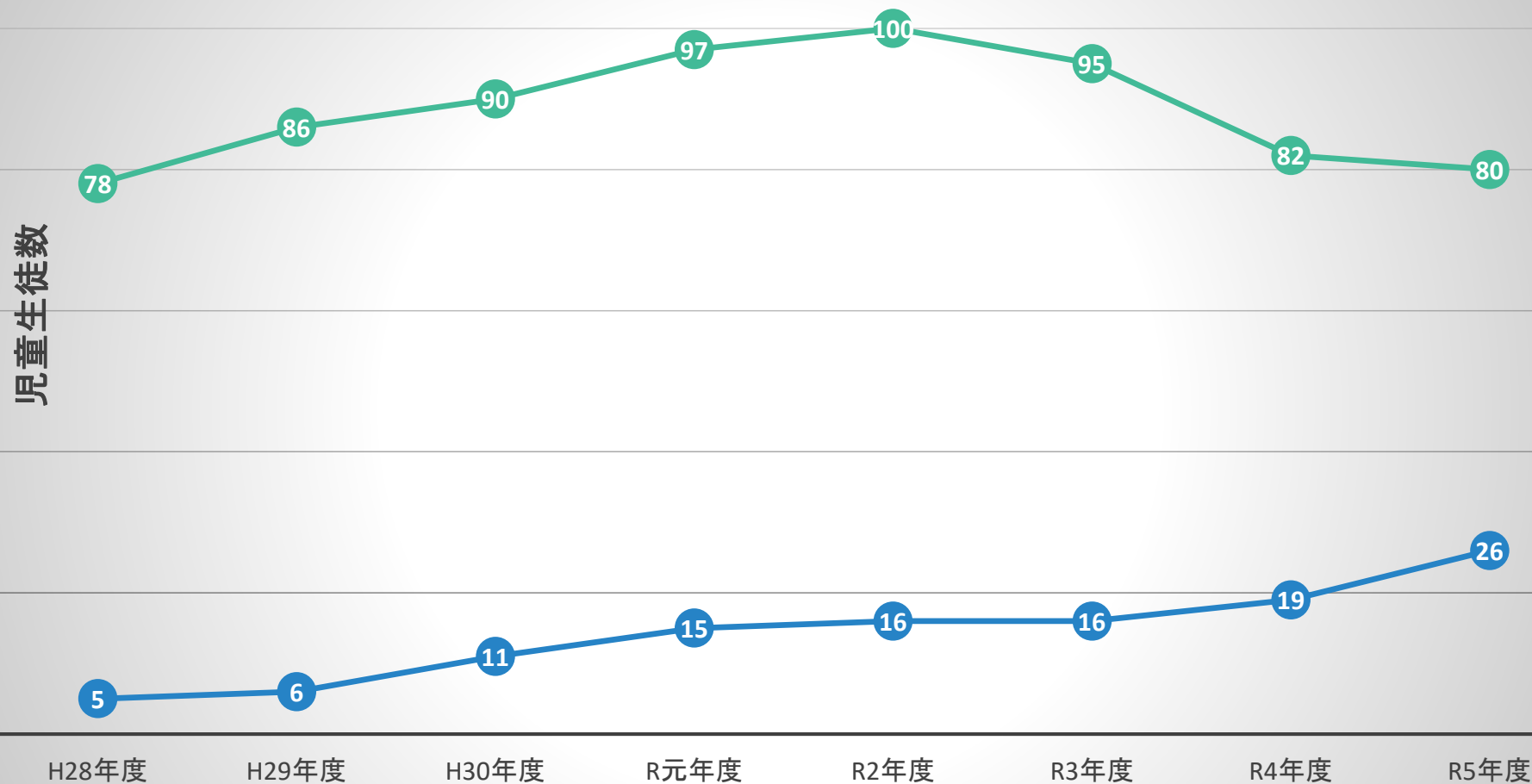
神戸市立学校園	
幼稚園	29園
小学校	164校
中学校	85校
高等学校	8校(定時制3校含)

神戸市立特別支援学校
灘さくら支援学校 (知・肢)★
青陽灘高等支援学校 (知)
盲学校 (視) ※市内全域
友生支援学校 (知・肢・病)★
青陽須磨支援学校 (知・肢)★
いぶき明生支援学校 (知・肢)★

兵庫県立特別支援学校
県立芦屋特別支援学校 (知)
県立神戸特別支援学校 (知・肢)
県立のじぎく特別支援学校 (知・肢)
県立神戸聴覚特別支援学校 (聴) ※県内全域
県立視覚特別支援学校 (視) ※県内全域

# 神戸市立学校園に在籍する医療的ケア児童生徒数

※幼小中高は訪問看護ステーションを派遣



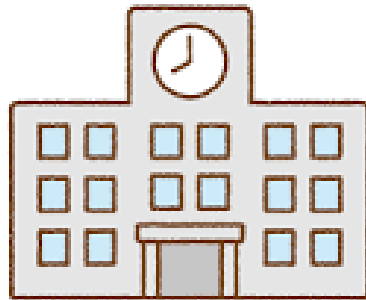
● 幼小中高 ● 特別支援学校

# 特別支援学校での 医療的ケア支援体制

# 特別支援学校での医療的ケアの実施



保護者



特別支援学校



看護師常駐

① 医療的ケア実施申請書（新規・継続）

② 主治医訪問（指示書の依頼・変更）

③ 医療的ケア研修（保護者の意見を踏まえて）

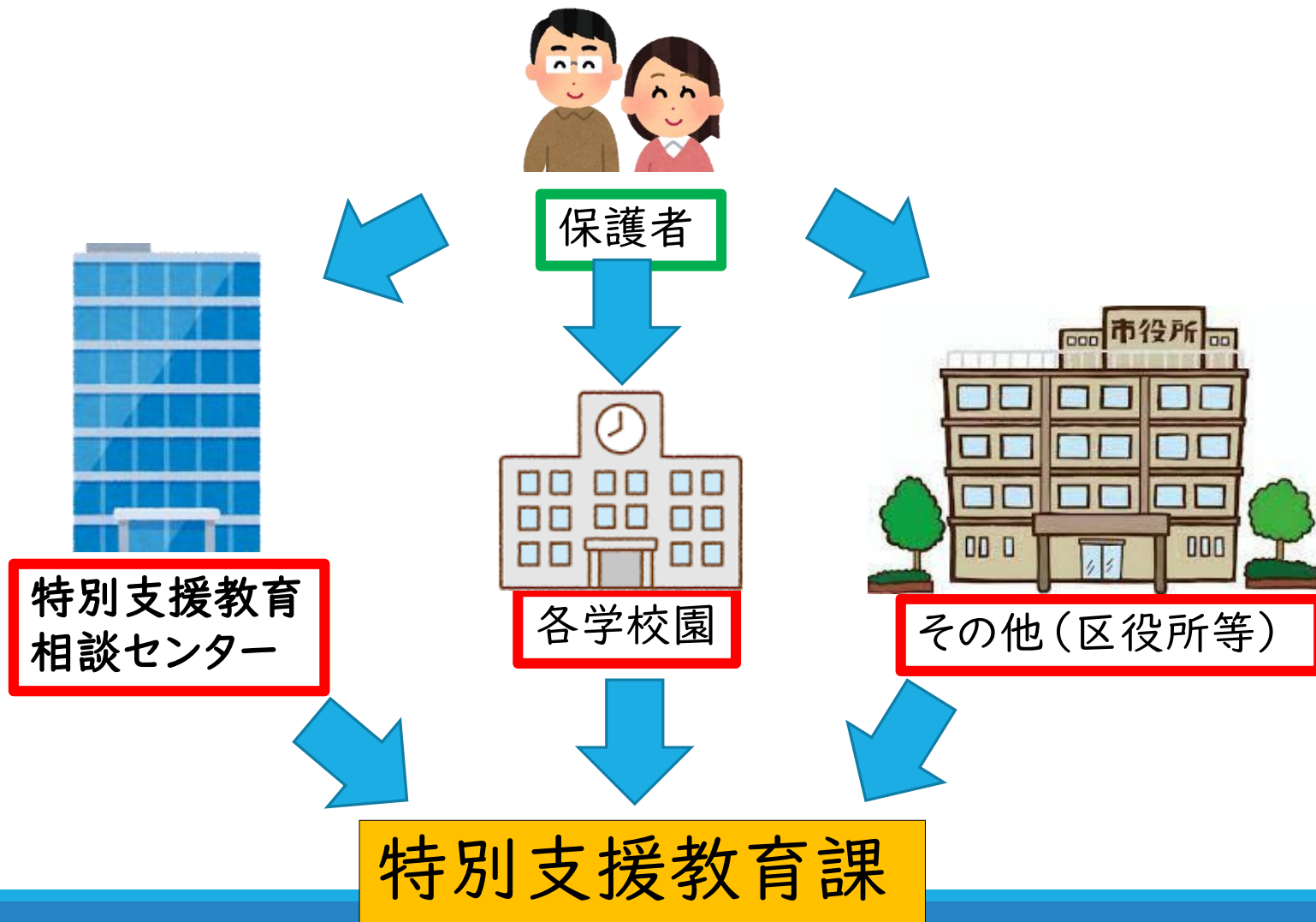


医療的ケア実施

学校園（地域校園）で  
医療的ケア児を受け入れるまで

# ① 保護者からの相談（1年通して）

学校園やその他の機関に医療的ケアの実施に関する相談



## ② 看護師派遣について検討（特別支援教育課）

### ◎看護師派遣が必要な要件

- ・保護者や看護師が学校園に付き添って医療的ケアを行う必要がある場合

### ◎看護師が派遣できないケース

- ・自己で医療的ケアができる場合は、看護師派遣はできません

例) インスリンの自己注射・自己導尿 等

- ・見守りによる看護師派遣はできません

例) インスリン注射の見守り、緊急時対応のための看護師配置、体調が悪化した場合に看護師が必要 等



# 学校園（幼小中高）において看護師派遣ができないケース

## ○【皮膚疾患】軟膏やクリームの塗布が学校滞在中2回必要

⇒「医師法第17条の解釈」において厚生労働省が示す「原則として医行為ではないと考えられるもの」に基づき、看護師以外でも対応ができる行為です。

## ○【脳性麻痺】嚥下機能が不十分で摂食介助が必要

⇒食事を刻んで摂食介助を行う行為は医行為に当たらないため、看護師以外でも対応ができる行為です。

## ○【てんかん既往】発作時座薬挿入が必要 複数の疾患があり看護師の見守りが必要

⇒てんかん時の対応について医師から書面で指示を受け、その指示に応じて対応することは、医行為ではありません。看護師以外でも対応ができる行為です。何か起こるかもしれない見守りの対応は原則できません。

## ○【心室中隔欠損、三尖弁閉鎖症】酸素ボンベを使用している子の見守りが必要

⇒見守りの対応は原則できません。学校園での活動中、酸素流量を替えたり、ボンベの交換が必要なければ、看護師が行うケアはありません。

## ○【二分脊椎】導尿が必要で自己導尿の見守りが必要、おむつ交換が必要

⇒自己導尿を補助するため、カテーテルの準備や体位の補助、おむつの交換を行うことは医行為に当たらないため、看護師以外でも対応ができる行為です。

個々によって状態が違うこともありますので、ご不明な点  
がありましたら特別支援教育課までご連絡ください。

### ③ 看護師派遣が決定したら

12月～1月中旬

#### ◎医療的ケア依頼書(様式1)の提出を学校園に依頼

- ※ 保護者・主治医からの情報(ケア内容、ケア実施時間等)を確認
- ※ 最大週15時間派遣可能

2月～3月

#### ◎訪問看護ステーションor学校看護師

- ・訪問看護ステーションは神戸市と委託契約
- ・学校園の近隣に特別支援学校がある場合は、学校看護師を派遣

## ④ 医療的ケア実施までの準備（各学校園）

2月～3月

◎実施場所、使用物品等の確認（保護者とともに）

◎医療的ケア委員会の確認（学期に1回程度、年3回程度実施）

保護者・学校医・看護師・管理職・担任・養護教諭・特別支援教育課  
が参加

◎指示書（診療情報提供書）を主治医に依頼

4月～



年度当初 第1回医療的ケア委員会

医療的ケア実施

# 特別支援学校と神戸市立学校園の体制（令和5年度）

	特別支援学校	学校園（幼・小・中・高）
対象者	医療的ケアが必要な児童生徒	保護者による医療的ケア実施が日常的に必要な幼児児童生徒
実施者	学校看護師 認定された教職員	訪問看護ステーションからの看護師派遣 特別支援学校からの学校看護師派遣
実施期間	学校での活動中 必要に応じて実施	医療的ケアに必要な時間で、最大週15時間 <u>※派遣時間は、関係者による協議で決定します。（最大週15時間を想定しているケア内容は、人工呼吸器の管理や喀痰吸引等）</u>
登下校	安全に乗車できると判断された場合 スクールバス乗車 (それ以外は保護者の送迎) ※下校のみ看護師添乗実施 (月最大6回まで)	保護者の送迎
校外学習 (宿泊)	学校看護師 認定された教職員 (宿泊時、夜間に特別な対応が必要な児童生徒は原則保護者の付添)	訪問看護師、学校看護師の派遣 保護者の付添 (もしくは看護師免許を持った支援員)
その他	医療的ケアの専門的な立場の医師の指導・助言・研修を受けながら進めています。	自分でケアができるように練習します。(インスリン注射、自己導尿など)

# 学校園（幼小中高）において看護師派遣が終了した事例

## ○ 導尿（女）

- 小1～小2 看護師派遣：30分×2回×5日
- 小3～ 自己導尿（教職員がケア実施の確認を行う）

## ○ インスリン注射（男）

- 小1～小2（7月） 看護師派遣30分×5日 自己注射ができなかったため
- 小2（9月）～ 自己注射ができるようになったため  
（教職員による単位の確認、必要に応じて補食等対応）

## ○ 気管カニューレからの喀痰吸引（女）

- 小1～小3 看護師派遣：120分、180分、300分×1日  
その他の時間保護者対応
- 小3夏 8月末～ 気管カニューレを抜去成功し喀痰吸引の必要がなくなったため終了。

## ○ 気管カニューレからの喀痰吸引（男）

- 小1～小2 看護師派遣：30分×2回（午前・午後）×5日
- 小3 9月末～ 気管カニューレを抜去成功し喀痰吸引の必要がなくなったため終了。

- 医療的ケアのある子供たちが  
安心・安全に登校園できるように
- 保護者が安心して子供たちを  
通わせることができるように

